

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月21日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	執行機関名
2. 都道府県名	栃木県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	106-1	学資の貸与に関する事務(高校・大学等)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/mynumber/gyouseitetsudoku_jourei.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)による修学資金の貸与に関する事務(以下「高等学校等修学資金貸与事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第五の項 栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)による修学資金の貸与に関する事務(以下「高等学校等修学資金貸与事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第三条	栃木県高等学校等修学資金貸与条例第一条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第三条</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の就学の援助を行い大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。))の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な<u>修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、勉学の意欲があるにもかかわらず、<u>経済的理由により修学が困難なもの</u>に対し栃木県高等学校等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、もって<u>教育の機会均等</u>を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>栃木県高等学校等修学資金貸与条例</p> <p>栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則</p> <p>栃木県高等学校等修学資金貸与事務取扱要綱</p> <p>栃木県高等学校等修学資金 返還猶予制度のご案内</p>

備考	
----	--